

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

○高齢者の保険料関係Q & A（未定稿）

（合計 本紙含め11枚）

vol. 84

平成12年8月18日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく
お願いいたします。

各都道府県・市町村介護保険担当課 御中

厚生省老人保健福祉局介護保険課

高齢者の保険料関係Q & A（未定稿）の送付について

日頃より、介護保険制度の着実な実施に格別の御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般、10月からの保険料徴収を目前に控え、保険料徴収に関して被保険者の方々から様々な御質問等が寄せられておりますが、その代表的なものにつきまして、当課において簡単な問答を作成しましたので、送付いたします。適宜御参考いただき、皆様の業務の一助としていただければ幸いです。

時節柄、くれぐれも御自愛下さいますよう、お願いいたします。

【 担 当 】

企画法令係 山口

Tel 3503-1711

(ex. 2260)

高齢者の保険料関係Q & A (未定稿)

Q1 なぜ、保険料を納めなければならないのですか。

【A】今、老後の一番の不安は、もし、自分が寝たきりになった場合に誰が介護してくれるかということです。人の一生をみると2人に1人は介護が必要になると見込まれています。自分、夫や妻だけでなく、それぞれの親のことまで考えれば、ほとんどの人が介護の問題に直面することになります。

実際に家庭で介護している方の多くは女性ですが、高齢化が進み、介護の期間も長くなり、その負担も重くなっています。介護の問題は、これまで家庭の問題とされてきましたが、今後は、国民みんなで支え合い、崩壊の危機に瀕している家族を助けていこうというのが「介護保険」です。

介護保険は、高齢者の方々にも、現役世代に支えてもらいながら、自ら助け合いの精神で、全体の費用の一部を保険料として負担していただき、必要な介護サービスを提供するものです。この趣旨をみなさんに御理解いただき、確実に納めていただくようお願いいたします。

※ 介護保険は、本年4月にスタートしましたが、介護保険が始まって新しいサービスの利用の仕方などに慣れ、御理解をいただきながら保険料を負担していただけるよう、65歳以上の方は、今年9月までの半年間は保険料を納めなくてよいこととされ、また、今年10月から1年間は本来の保険料の半額を納めていただくこととなっています。

来年10月からは、本来の保険料の額を全額納めていただくこととなりますが、「全額」とはいつでも、高齢者の保険料でまかなうのは、介護サービスの費用の約6分の1（平均17%）にあたる額です。一方、40歳から64歳の現役世代の保険料では、介護サービスの費用の約3分の1（33%）をまかないませんが、すでに本年4月から納めていただいています。

Q2 いつから、いくら、保険料を納めるのですか。

【A】65歳以上の方については、今年9月までの半年間は保険料を納めなくてよいこととされ、また、今年10月から1年間は本来の保険料の半額を納めていただくこととされています。

また、保険料を納める時期は、

- 老齢・退職年金の額が月額 15,000 円以上である方は、10月以降に支払われる年金から2か月分ずつまとめて差し引かれます（特別徴収）ので、特に手続きは要りません。
- 老齢・退職年金の額が月額 15,000 円未満の方は、10月以降の市町村が定める期日から、それぞれ、口座振替などで納めていただく（普通徴収）こととなります。具体的な期日は、市町村から通知されることとなります。

高齢者の保険料の水準は、それぞれの市町村の介護サービスの量によって、市町村ごとに決まっています。つまり、要介護者の方が多くの介護サービスを利用する市町村では、その分だけ保険料も高くなりますが、逆に、要介護者の方があまりサービスを利用しない市町村では、保険料も安くなります。

※ 高齢者の本来の保険料の額は、市町村によって、平均的な方でおおよそ 1,500 円～4,000 円程度と見込まれています。

なお、保険料の額は、同じ市町村の中でも、その人の収入などによって異なります。具体的な額は、7月から9月にかけて、市町村から通知されます。

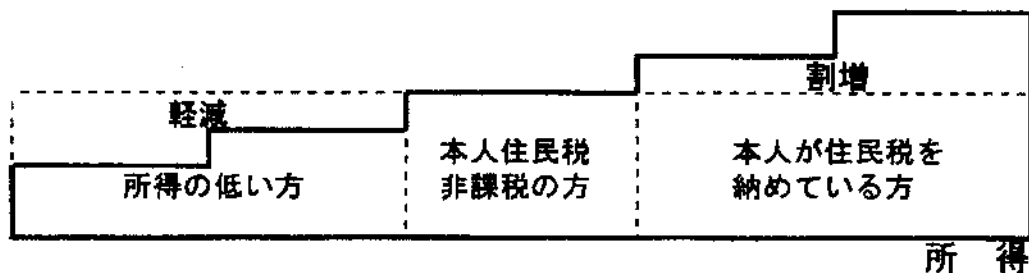
※ 8月1日現在、相当数の市町村で、すでに保険料の額の通知が始まっています。

Q3 収入が少なくても、保険料を払わなければならないのですか。

【A】一人ひとりの保険料の額は、年金のほか、給料や事業による所得など、すべての収入をもとに決められます。収入が少ない方については、無理のない負担となるよう、住民税の課税状況などに応じて、基本的に5段階の保険料となっており、住民税が非課税である世帯の方については、低い保険料となっています。

なお、災害や扶養者の失業などで保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免が受けられる場合もありますので、市町村の窓口でご相談下さい。

【参考：保険料の計算の仕方－基本例－】



軽減される方		平均的な保険料を払う方	割増の保険料を払う方	
生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者 (世帯全員が 住民税非課税)	世帯全員が 住民税非課税	本人が 住民税非課税	本人が住民税課税で 所得250万円未満	本人が住民税課税で 所得250万円以上
1/2 軽減	1/4 軽減		1/4 割増	1/2 割増

Q 4 生活保護を受けていても、保険料を払うのですか。

【A】介護保険では、すべての被保険者の方に保険料を納めていただくこととなっており、生活保護を受けている方であっても例外ではありません。

ただし、保険料の徴収がはじまれば、生活保護を受けている方に支給される保護費に、保険料の額が加算されますので、今までの生活費を切りつめて保険料を納めていただくということはありません。

Q 5 夫婦の場合、2人分の保険料を払うのですか。

【A】介護保険では、65歳以上の方は、健康保険のように被保険者と被扶養者ということではなく、すべて被保険者となりますので、65歳以上の夫婦世帯では、夫婦それぞれが被保険者となります。

これは、夫婦ともに国民年金を受けられることになっていますので、夫婦それぞれから、これらの年金などの収入に応じて、保険料を納めていただくためです。また、その一方で、夫婦ともに介護が必要となった場合には、それぞれが「被保険者本人」として、介護サービスを受けることができます。

なお、年金の額が少なく、天引きの対象とならない場合は、例えば妻の分を夫が代わって納めるということもできます。

【夫婦の保険料の納め方の例】

○夫婦ともに老齢・退職年金の額が月額15,000円以上である場合

・・・10月以降、夫婦それぞれの年金から差し引かれます。

○夫婦ともに老齢・退職年金の額が月額15,000円未満である場合

・・・10月以降、夫婦それぞれが市町村の定める期日から、口座振替などで納めていただくこととなります。（世帯主などが代わって納めることもできます。）

○夫の老齢・退職年金が月額15,000円以上で、妻の老齢・退職年金の額が月額15,000円未満であるという場合

・・・10月以降、夫の保険料は夫の年金から差し引かれ、妻の保険料は市町村が定める期日から口座振替などで納めていただくこととなります。（妻の分の保険料は、世帯主などが代わって納めることもできます。）

Q 6 何歳まで保険料を納めればいいのですか。

【答】65歳以上の被保険者は、介護が必要になれば、何歳であっても介護サービスを受けることができます。したがって、保険料も年齢に関係なく、毎年納めていただく必要があります。

なお、こうした考え方は、医療保険でも同様です。

Q7 保険料を払えば、どんな人でも、ちゃんとサービスを受けられるのですか。

【A】介護保険は、みなさんから納めていただいた保険料などを使って、介護を必要とする方にその必要なサービスを提供するしくみですから、保険料を払っていても、介護が必要のない方がサービスを受けることはできません。介護を必要とする方であれば、原則として、全体の費用の1割を負担することにより、所得水準に関係なく、誰でも介護サービスを受けられます。

介護サービスについては、各都道府県や市町村において、介護保険の事業計画をつくって、その基盤整備に努めています。国も、地域によってサービスに大きな差がでないよう、ゴールドプラン21という新しい計画を立ててこれを支援しています。

また、介護保険では、他の都道府県や市町村に事業所や施設があるサービスでも、みなさんの希望に合わせて選択して受けることができます。

さらに、離島や山村などでも必要なサービスが利用できるよう、社会福祉協議会のほか、農協や民間の非営利団体など、地域の実情に応じた多様な主体がサービス提供をできるようになっています。

Q 8 保険料を支払わなかったら、損になることはあるのですか。

【A】 保険料は、市町村に住むすべての高齢者で負担するものですので、仮に保険料を納めない人がいれば、その人の分は、結果として、同じ市町村に住む他の高齢者の方々がみんなで負担することになってしまいます。

こうしたことのないよう、保険料を納めない人には、以下のような措置が講じられることとなっていますので、注意が必要です。

- ① 保険料を1年以上滞納している場合、いったん、介護サービスの費用の1割ではなく全額を払っていただくこととなります。(費用の9割は、事後的に市町村の窓口で払い戻しを受けることとなります。)
- ② 保険料を1年6か月以上滞納している場合、9割の払い戻しも、一時差し止められることとなります。
さらに、滞納している保険料の額と、差し止めた給付の額とを相殺する場合があります。
- ③ 保険料を2年以上滞納している場合、滞納している期間の長さに応じて、一定期間、保険給付の割合が9割から7割に引き下げられます。高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

Q9 介護サービスを受けなければ、保険料を返してもらえるのですか。

【A】介護保険は、国民みんなで介護を支え合う制度であり、みなさんから納めていただいた保険料は、すべて、介護を必要とする方が受ける介護サービスの費用を賄うために使われます。

このため、介護保険では、余分に保険料を納めていただくことがないので、お返しすることはありません。

なお、医療保険でも、介護保険と同様、医療を受けない方に保険料をお返しするというしくみはありません。